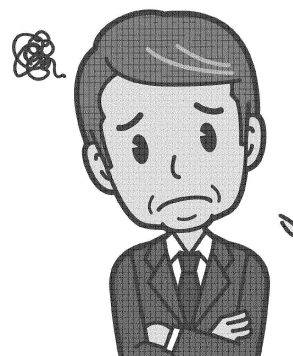
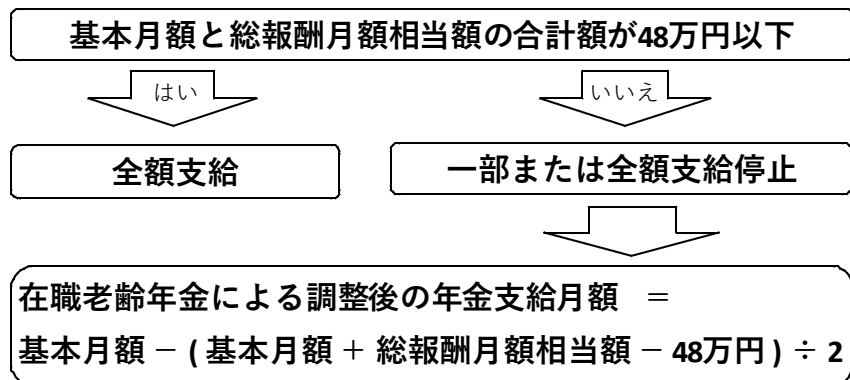


社長、在職老齢年金、支給停止になっていませんか？



ご注意：支給停止された年金は繰り下げても増えません!!

日本財務

にご相談ください!

支給停止された年金を全額受給できます

詳しくはコチラ→



Point 1 支給停止の在職老齢年金が受給できます。

年金月額+総報酬月額が48万円を超えると老齢年金は全額停止となります。役員報酬受取方を変えるだけで、丸々老齢年金を受給することも可能です。

Point 2 社会保険料負担を大きく圧縮することができます。

決算月などに影響されず、面倒な手続き無しで(賃金台帳の記載方法を変えるだけ)実行可能です。法人と個人の支出は1円も変えず削減効果が大きな対策です。

079-226-5381

お電話でお気軽にご相談ください

(受付時間:平日9:00-17:00)



株式会社 **日本財務** 【認定経営革新等支援機関】

670-0962 姫路市南駅前町91-10備広姫路ビル2階 www.nihonzaimu.co.jp